

国内旅行総合保険をご契約いただくお客さまへ（必ずお読みください。）

重要な事項等のご説明（重要事項等説明書）

引受保険会社：エイチ・エス損害保険株式会社

この「重要な事項等のご説明（重要事項等説明書）」では、国内旅行総合保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申込みください。

保険契約者と被保険者が異なる場合は、記載の内容を被保険者の方全員に必ずご説明ください。

契約概要	保険商品の内容をご理解いただくための事項
注意喚起情報	ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この説明書は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約をご参照ください。また、ご不明な点については、当社までお問合せください。

用語のご説明

主な用語のご説明は次のとおりです。

普通保険約款	基本となる補償内容と契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
保険契約者	保険契約のお申込みをされた方をいいます。保険契約者は保険契約上のさまざまな権利を有すると同時に、保険料支払義務をはじめとした義務を負います。
被保険者	保険の対象となる方または補償を受ける方をいいます。
保険金	この保険により補償される事由が生じた場合に、当社がお支払いする金銭をいいます。
保険金額	この保険により補償される事由が生じた場合に、当社がお支払いする保険金の限度額のことをいいます。
保険料	保険契約に基づいて、保険契約者にお支払いいただく金銭をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。 （注）他の保険契約または共済契約とは、国内旅行傷害保険（クレジットカードに付帯される国内旅行傷害保険を除きます。）、普通傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、家族傷害保険または傷害を補償する共済契約などをいい、生命保険は含みません。
日本国内旅行中	保険期間（保険のご契約期間）中で、かつ被保険者が、国内旅行の目的をもってご自宅を出発してからご自宅に帰着するまでの旅行行程中をいいます。

I. 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み 契約概要

国内旅行総合保険は、傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約および各種特約をセットした保険です。日本国内旅行中に急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者がケガをしたときなどに保険金をお支払いするものです。

基本となる補償（普通保険約款・特約）

基本となる補償は次のとおりです。これらの補償をセットした「契約タイプ」でのお取扱いとなります。

傷害保険普通保険約款 （国内旅行傷害保険特約付帯）

死亡保険金

後遺障害保険金

入院保険金

手術保険金

通院保険金

救援者費用等補償特約
（国内旅行傷害保険用）

賠償責任危険補償特約
（国内旅行傷害保険用）

2. 基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。
詳細は、普通保険約款・特約をご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合 ⇒死亡・後遺障害保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。 （注）既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った後遺障害保険金を差し引いた額をお支払いします。	【共通】 ○保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ○被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ○被保険者の無免許運転、酒気帯び運転、または麻薬、指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転中の事故 ○脳疾患、疾病または心神喪失 ○妊娠、出産、早産または流産 ○戦争、革命などの事変 ○地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ○放射能汚染 ○むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの ○スカイダイビング、山岳登山などの危険な運動等（☆）を行っている間に生じた事故…など （☆）山岳登山（★1）、リュ
後遺障害保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合 ⇒後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の 4%～100%をお支払いします。	
入院保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に入院した場合 ⇒入院の日数に対して 1 日につき入院保険金日額をお支払いします。 ただし、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の入院に限ります。また入院保険金が支払われる期間中、別の急激かつ偶然な外来の事故により新たにケガをしても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
手術保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、その治療のため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に病院または診療所において約款所定の手術を受けた場合 ⇒入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の 10 倍、入院中以外に	

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
	受けた手術の場合は入院保険金日額の5倍をお支払いします。ただし、1事故について事故の発生の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。	ーजू、ボブスレー、スケルトン、航空機（※2）操縦（※3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（※4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動、自動車、原動機付自転車、オートバイ、モーターボート、水上オートバイ、ゴーカート、スノーモービル等の乗用具による競技・競争・興行・試運転
通院保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含み、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。）した場合。通院をしない場合でも、約款所定の部位を固定するためにギブス等を常時装着したときには、その装着日数を通院日数に含めます。ただし、被保険者以外の医師の指示による固定であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から約款所定の部位をギブス等装着により固定していることが確認できる場合に限りします。 ⇒通院の日数に対して1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限り90日を限度とします。 （注）入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、別の急激かつ偶然な外来の事故により新たにケガをしても通院保険金は重複してはお支払いできません。	（※1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。 （※2）グライダーおよび飛行船を除きます。 （※3）職務として操縦する場合を除きます。 （※4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。
救援者費用等保険金（救援者費用等補償特約）	①日本国内旅行中に搭乗している航空機または船舶が行方不明または遭難した場合 ②日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なが警察などにより確認された場合 ③日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して14日以上入院した場合 ⇒保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した次の費用をお支払いします。ただし、救援者費用等保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。 ・捜索救助費用 ・現地までの往復運賃（1往復分の運賃で救援者2名分限度）（※1） ・現地での宿泊料（救援者2名分かつ1名について14日分限度）（※2） ・現地からの移送費用 ・諸雑費（交通費（※3）、通信費、遺体処理費等合計で3万円限度） （※1）運賃が1台あたりの料金で定められている場合は、救援者2名までが負担すべき費用に限りします。（救援者が2名を超えた場合は、1台あたりの料金を人数で均等割し、2名分をお支払いします。） （※2）宿泊料が1室あたりの料金で定められている場合は、救援者2名までが負担すべき費用に限りします。（救援者が2名を超えた場合は、1室あたりの料金を人数で均等割し、2名分をお支払いします。） （※3）交通費が1台あたりの料金で定められている場合、救援者または被保険者とそれ以外の方が同乗したときは、運賃を乗車した人数で均等割し、救援者または被保険者の分をお支払いします。 （注）他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	
賠償責任保険金（賠償責任危険）	日本国内旅行中に誤って他人にケガを負わせたり、他人の物を壊すなどして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合	○保険契約者または被保険者の故意

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
補償特約)	⇒ 1 回の事故について、賠償責任保険金額を限度として損害賠償金のお支払いします。また、当社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁・和解・調停に要した費用などもお支払いします。 (注)・賠償金額の決定には、事前に当社の承認を必要とします。 ・他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	○職業上の行為に関する損害賠償責任 ○受託物に対する損害賠償責任（宿泊施設の客室に与えた損害を除きます。） ○航空機、船舶（水上オートバイを含みます。）、車両（ゴルフカート、レンタカーを含みます。）、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ○同居の親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 …など

3. オプションの補償 **契約概要**

この保険ではオプションの補償はありません。

4. 補償重複 **注意喚起情報**

補償内容が同種の保険契約を既に締結している場合には、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、ご契約の要否をご判断いただいたうえでご契約ください。

5. 保険金額の設定 **契約概要**

保険金額の設定については、次の点にご注意ください。

- 実際にご契約いただくお客さまの保険金額については、保険契約申込画面にてご確認ください。
- 各保険金額には、引受けの限度額があります。死亡・後遺障害保険金額は、被保険者の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。なお、保険契約者と被保険者が異なる場合は、死亡・後遺障害保険金額は、他の保険契約等と合算で、それぞれ 1,000 万円が限度となります。

6. 保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

- 保険期間：旅行期間（国内旅行の目的をもってご自宅を出発してからご自宅に帰着するまで）にあわせて設定してください。なお、この保険の保険期間は最長 7 日間となります。
- 補償の開始：保険期間の初日の午前 0 時以降で、国内旅行の目的をもってご自宅を出発した時に開始します。
- 補償の終了：保険期間の末日の午後 12 時。ただし保険期間の途中であってもご自宅に帰着した時点で保険は終了します。

7. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料決定の仕組み **契約概要**

保険料は、保険金額、保険期間等によって決定します。

(2) 保険料の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

保険料は、一時払となります。

ご契約の際は以下のいずれかの方法でのお支払いとなります。

- ・クレジットカード一括払

- ・ PayPay（PayPay（残高）のみ利用可能。アプリがインストールされたスマートフォン限定）
 - ・ d払い（アプリがインストールされたスマートフォン限定）
- (3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い **注意喚起情報**
この保険には、保険料の払込猶予期間はありません。

8. 満期返戻金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

II. 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務（契約締結時における注意事項） **注意喚起情報**

保険契約者または被保険者にはご契約締結時に次の①から④までの告知事項について事実を正確に告知いただく義務がありますので、内容をご確認のうえ正しくご入力・ご回答ください。

ご注意！ 保険契約申込画面の入力内容や回答内容が事実と異なっている場合には、保険金をお支払いできないことやご契約を解除することがあります。

告知事項	①生年月日（年齢）	③過去の請求事故等
	②居住地	④他の保険契約等

(※) それぞれ被保険者ごとに告知いただきます。

2. クーリングオフ（お申込みの撤回または解除） **注意喚起情報**

保険期間が1年を超えるご契約で所定の要件を満たす場合には、クーリングオフ（お申込みの撤回または解除）を行うことができますが、この保険は、保険期間1年以下（最長7日間）のお申込みに限られますので、クーリングオフの対象とはなりません。

3. 死亡保険金受取人の指定について **注意喚起情報**

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。この保険は、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

III. 契約締結後におけるご注意事項

1. ご注意事項

保険契約者の住所などを変更する場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなりますので、必ずご連絡ください。

2. 保険期間の延長手続きについて **注意喚起情報**

- (1) 保険期間の延長をご希望の場合には、ご契約延長の手続きと追加保険料の払い込みが必要となります。マイページ（後記「[IV-6. マイページについて](#)」をご確認ください。）へアクセスいただき手続きを行っていただくか、当社までご連絡ください。必ず保険期間が終了する前に延長手続きと追加保険料の払い込みを行ってください。なお、延長できる期間は、保険始期日を含めて最長7日間となります。
- (2) 保険期間の末日までにご自宅へ帰着予定だったにもかかわらず、第三者の不法な支配による交通機関の遅延により帰着が遅延する場合には、通常遅延すると認められる期間だけ自動的に延長されます。なお、こ

の期間を超えて保険期間の延長をご希望の場合はこの期間内に上記（１）の手続きを行ってください。

3. 解約と解約返戻金 **契約概要** **注意喚起情報**

ご契約を解約される場合は、マイページ（後記「[IV-6. マイページについて](#)」をご確認ください。）へアクセスいただき手続きを行っていただくか、当社までご連絡ください。ご契約内容、解約時の条件に基づき、未経過期間に相当する保険料を解約返戻金としてお支払いします。（日割りにより計算した保険料を返戻するものではありませんのでご注意ください。）

ご注意！ 解約返戻金は払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となりますのでご注意ください。（解約返戻金がない場合もあります。）

4. 被保険者からの解約 **注意喚起情報**

被保険者からのお申し出によりご契約を解除できる場合があります。詳細については、当社までお問合せください。また本内容については、保険契約者から被保険者全員にご説明ください。

IV. その他ご留意いただきたいこと

1. 取扱代理店の権限 **注意喚起情報**

取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって取扱代理店と有効に成立したご契約については、当社と直接契約されたものとなります。ただし、媒介業務を行う取扱代理店については、保険契約の締結権がありませんので、本契約サイトにおいて、当社と直接契約されたものとなります。

2. 保険会社破綻時の取扱い **注意喚起情報**

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

3. 個人情報の取扱いについて **注意喚起情報**

当社は、お客さまの個人情報をプライバシーポリシー（個人情報保護宣言 <https://www.hs-sonpo.co.jp/privacy/>）に則り、以下のとおり適切に取り扱います。

○個人情報の利用

- （１）当社は、業務上必要な範囲内で、適法、かつ公正な手段により個人情報を取得・利用します。
- （２）当社は、取得した個人情報をホームページ等により公表された目的（以下、「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用しません。また、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に連絡するか、ホームページ等により公表します。
- （３）利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法第18条第3項各号に掲げるときを除き、ご本人の同意を得るものとします。
- （４）当社は、センシティブ情報を、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

○個人情報の提供

当社は、当社の業務遂行上必要な範囲内で、国内外の業務委託先（保険代理店を含みます。）に個人データを提供することがあります。

○契約等の情報交換について

保険契約の締結および保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険会社等の間で登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

当社の再保険業務の履行のため国内外の再保険引受会社に提供することがあります。

○法令等の対応について

個人情報の保護に関する法律およびその他法令等に基づき外部へ提供することがあります。

4. 重大事由による解除について

次の事由がある場合は、保険金をお支払いできないことやご契約を解除することがあります。

- ①保険金を支払わせることを目的として事故等を生じさせ、または生じさせようとした場合
- ②詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③以下の暴力団等反社会的勢力に該当すると認められる場合または密接に関与していると認められる場合
 - ・暴力団・暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）
 - ・暴力団準構成員
 - ・暴力団関係企業その他の反社会的勢力
- ④複数の保険契約に加入することで保険金額の合計が著しく高額となる場合
- ⑤上記のほか、①から④と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

5. 事故が起こった場合

- (1) まずは事故（損害）の連絡をしてください。

この保険の対象となる事故（損害）が発生した場合には、まずは当社ホームページ「保険金請求 (<https://www.hs-sonpo.co.jp/demand/>)」記載の保険金請求の流れをご確認いただいたうえで、ケガの状況や事故（損害）の内容等について、30 日以内にご連絡ください。

ご注意！ 正当な理由がなくご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがあります。

賠償事故が発生した場合で、被害者（相手側）との間で賠償額を決定（示談）するときは、必ず事前にご連絡ください。

ご注意！ 当社の承認のない賠償額の決定（示談）をした場合、保険金を削減してお支払いすることがあります。

- (2) 保険金請求の手続きについて

保険金の請求を行う場合は、普通保険約款・特約に定める書類のほか、当社ホームページ「保険金請求 (<https://www.hs-sonpo.co.jp/demand/>)」に記載の書類等をご提出いただきます。

- (3) 保険金の支払時期について

被保険者または保険金受取人が保険金請求の手続きを完了した日（請求完了日）からその日を含めて 30 日以内に保険金を支払います。

ご注意！ 特別な調査が必要な場合は、請求完了日からお支払いするまでの期間を延長することがあります。（この場合には被保険者等にあらかじめ通知します。）

- (4) 時効について

保険金請求権については時効（3 年）があります。保険金請求権の時効の起算点は、補償項目によって異なります。例えば、死亡保険金の場合は、被保険者が死亡した時が時効の起算点となります。

- (5) 代理請求人制度について

代理請求人制度とは、被保険者本人が保険金を請求できない事情がある場合等、特別な事情がある場合に、代理人による保険金の請求ができる制度です。詳しくは当社までお問合せください。

6. マイページについて

マイページ (<https://mypage.hs-sonpo.co.jp/>) は当社の保険商品をご契約いただいたお客さまが、インターネットでご契約内容の照会や変更などを行えるサービスです。ご契約時に設定いただくメールアドレス（ID）とパスワードによりご利用いただけます。

窓口一覧

エイチ・エス損害保険株式会社

保険金のご請求・ご契約のご相談・当社へのご意見

【保険金請求】

保険金のご請求・手続き方法はこちら

<https://www.hs-sonpo.co.jp/demand/>

【お問合せ】

ご契約のご相談・当社へのご意見等はこちら

<https://www.hs-sonpo.co.jp/contact/>

保険金請求



お問合せ



指定紛争解決機関 **注意喚起情報**

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター

電話番号 03-4332-5241（全国共通）

受付時間：9:15～17:00（土日・祝日・年末年始を除きます。）

詳しくは、日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

LCD26-042 UWTP-668-2606